

審判員登録資格基準

1992 年 4 月 1 日制定

2000 年 8 月 1 日改正

第1条 会則第4条1項による審判員登録資格は、この基準により定める。

1. この規定に定めのない事項で必要のある場合は、理事会が定める。

第2条 審判員登録資格は、次のとおりとする。

1. 出身校のOBチーム以外のフットボールチーム（協会傘下）のチーム関係者でないこと。
2. 在学生でないこと。
3. 審判として適性が備わっていること。および持続性があること。
4. 積極的にクリニック、合宿およびミニ・クリニック等へ参加し、審判技術の向上に務めることができること。
5. 春季および秋季シーズンの審判可能日（土、日、祭）が原則として、各月3日以上あること。

第3条 登録は年度毎に行う。

1. 新規登録者は随時。
2. 継続は毎年2月に更新手続きを行う。
3. 退会者が再登録するときは、理事会の承認の上、新規登録を行う。

第4条 会員は、この部の会則、各規程およびハレーション・マニュアル等に従うこと。

第5条 会員が脱会しようとするときは、その理由を付して退会届を提出しなければならない。

1. 部より貸与されているものは、速やかに返却しなければならない。
2. 上記第5条1項のもので再使用が不可能のときは、退会者に実費を請求することができる。

第6条 この部は、次の各号のいずれかに該当する会員を除名することができる。

1. 会員としての義務を怠ったとき。
2. この部の目的に違反する行為があったとき。
3. その他、この部の信用を失うような行為があったとき。

第7条 この基準は、理事会の決議により改廃できる。